

# 小坂町自転車活用推進計画

令和2年10月

小坂町

# 目次

---

1. <u>計画策定の背景と推進期間</u> .....	1
2. <u>小坂町自転車活用推進計画において実施する施策</u> .....	2
2-1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成	
<u>施策1</u> 自転車通行空間の計画的な整備推進	
3. <u>自転車ネットワーク計画</u> .....	3
3-1 計画策定の目的	
3-2 ネットワークの設定方法	
3-3 自転車ネットワーク図	
4. <u>自転車走行環境の整備方針</u> .....	5
4-1 ネットワーク計画に選定した路線の整備の方向性	
4-2 ネットワーク路線の路面表示内容	

# 1. 計画策定の背景と推進期間

---

## 1—1 計画策定の背景

わが国の自転車施策に関しては、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって公共の利益増進に資すること等を基本理念とする「自転車活用推進法」(平成 28 年度法律第 113 号)が 2017 年 5 月に施行されています。

その後、同法第 9 条に基づき、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画である「自転車活用推進計画」(以下「国の推進計画」という。)が 2018 年 6 月に閣議決定され、また、同法第 10 条及び 11 条において、地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画(県版の自転車活用推進計画)を定めるよう努めなければならない旨が記されています。

また、2020 年 1 月には秋田県自転車活用推進計画が策定され、県全域を対象とした広域的なネットワーク計画が形成されており、こうした流れを受けて、小坂町では、具体的な目標や施策、及び取組等に関し、市町村版の自転車活用推進計画を策定することにより、自転車の活用を総合的・計画的に推進していくこととしました。

## 1—2 計画の推進期間

本計画の推進期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

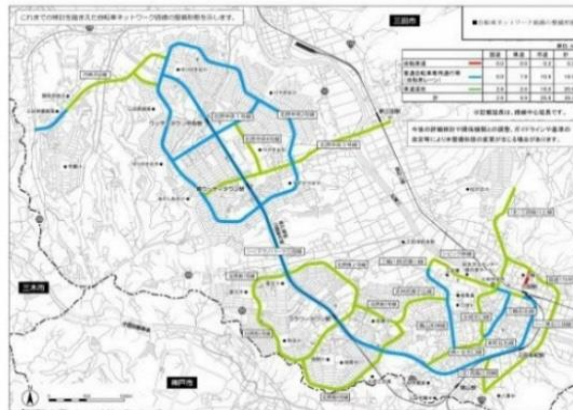
## 2. 小坂町自転車活用推進計画において実施する施策

### 2-1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

#### 施策1 自転車通行空間の計画的な整備推進

##### ① 自転車ネットワーク計画の策定

安全で快適に自転車を活用できるよう、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車走行環境を効率的・効果的に整備していくため、自転車ネットワークを構築する。



出典：地方版自転車活用推進計画の手引き(案)

##### ② 自転車通行空間の整備

自転車ネットワーク計画に基づき、ネットワークに位置付けられた路線において、自転車通行空間の整備を行う。整備に当たっては、自転車ネットワーク路線毎に交通状況等を踏まえて適切な区間設定を行い、自転車道、自転車専用通行帯等の自転車通行空間の整備形態を選定する。

自転車道



自転車専用通行帯



車道混在



出典：地方版自転車活用推進計画の手引き(案)

## 3. 自転車ネットワーク計画

### 3—1 計画策定の目的

安全で快適に自転車を活用できるよう、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車走行環境を効率的・効果的に整備していくため、自転車が走行しやすい路線で形成された自転車ネットワークを構築します。

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(平成 28 年改訂)では、各市町村はこれに基づいた「自転車ネットワーク計画」の策定を求められており、現在は市町村自転車活用推進計画の中に位置付けることが望ましいとされています。

秋田県版の自転車ネットワーク計画が、県全体を対象とした広域的な路線で形成されている内容に対し、市町村自転車ネットワーク計画では、主に日常利用や市町村内での観光利用等に資する路線を位置付けます。

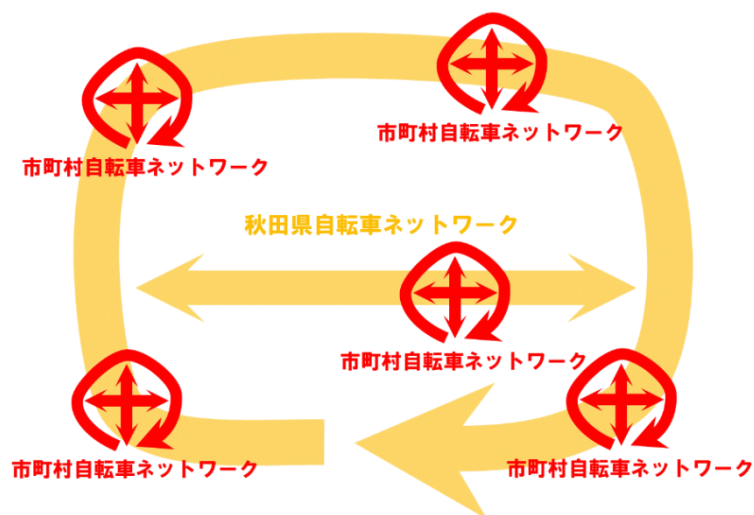


図 ネットワークのイメージ図

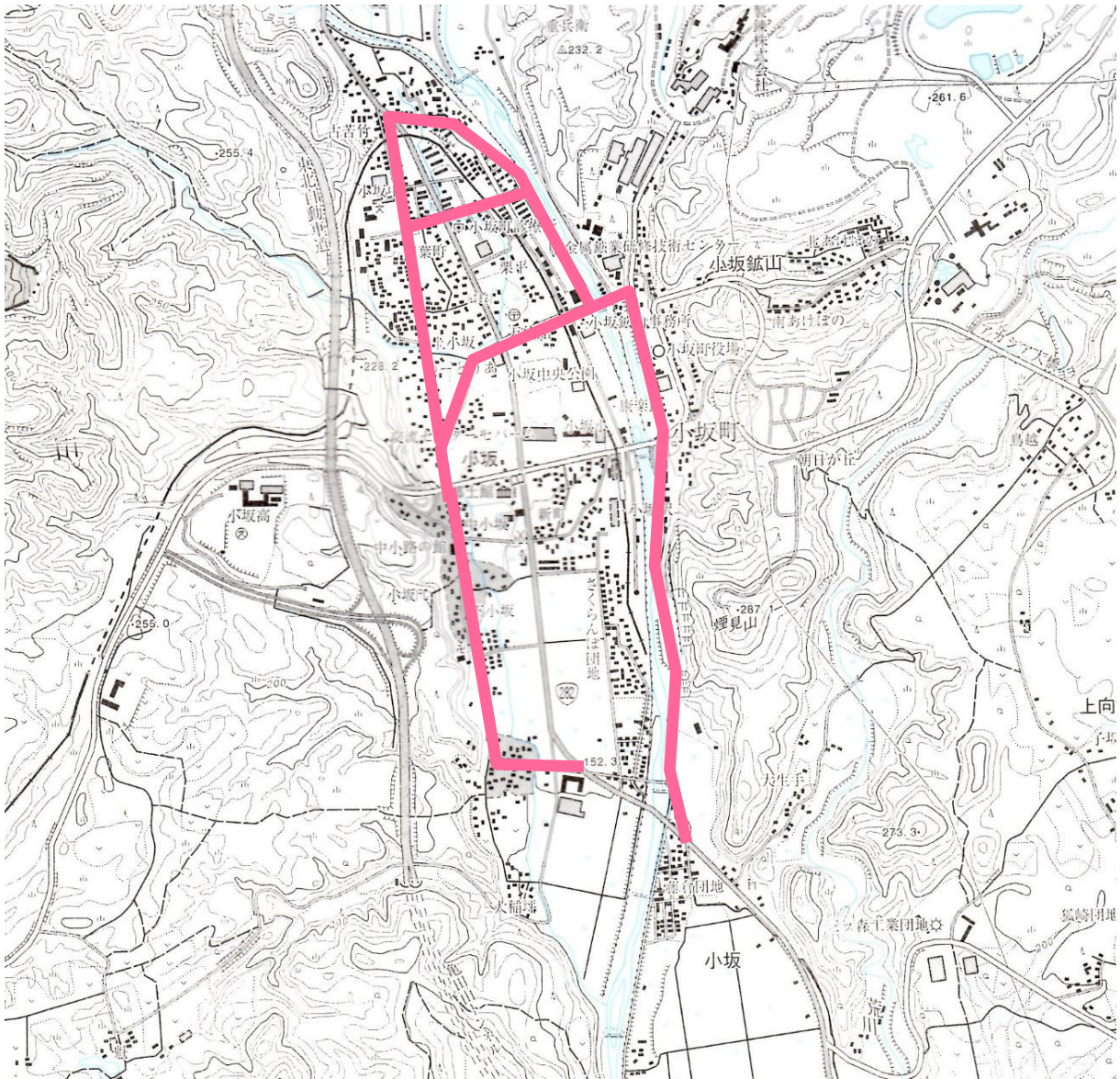
### 3—2 ネットワークの設定方法

自転車ネットワーク計画全体の検討エリア、構成する自転車ネットワーク路線候補を設定します。検討にあたっては、地域の状況、構成する自転車ネットワーク路線候補の状況等を勘案しながら、計画を策定します。

また、地域の上位計画(都市マスタープラン、都市計画)や関連計画(道路整備計画)等との整合を図りながら、計画を策定します。

### 3. 自転車ネットワーク計画

#### 3—3 小坂町自転車ネットワーク図



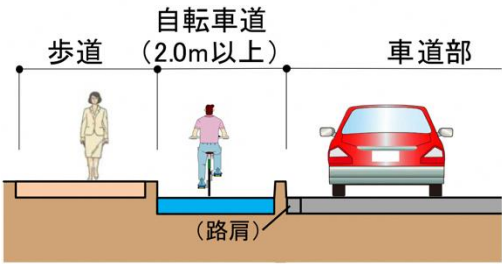

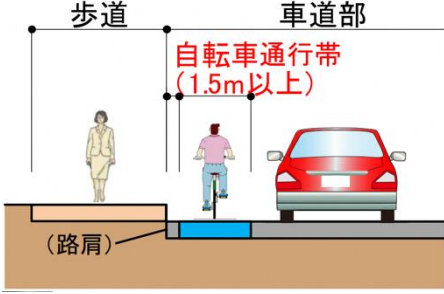

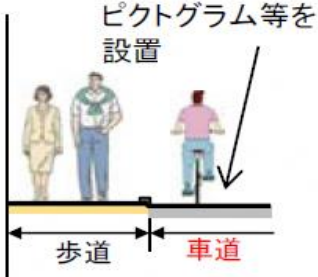

小坂町自転車ネットワーク図

## 4. 自転車走行環境の整備方針

### 4-1 自転車ネットワーク計画に選定した路線の整備の方向性

「自転車ネットワーク計画」に選定された路線は、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(以下、ガイドライン)に基づき自転車走行環境の整備を図っていきます。

その際、交通量等を勘案して、自転車道、自転車通行帯、車道混在それぞれの形態で適切に整備していきますが、整備が当面困難な場合には、暫定形態として車道混在での整備を進めていきます。

自転車道	 <p>幅員 2.0m以上 (やむを得ない場合 1.5m以上)</p>	 <p>画像：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン</p>
自転車専用通行帯	 <p>幅員 1.5m以上 (やむを得ない場合 1.0m以上)</p>	 <p>画像：明田地下道</p>
車道混在	 <p>ピクトグラム等を 設置</p> <p>歩道 車道</p>	 <p>画像：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン</p>

## 4. 自転車走行環境の整備方針

### 4-2 自転車ネットワーク路線の路面表示内容

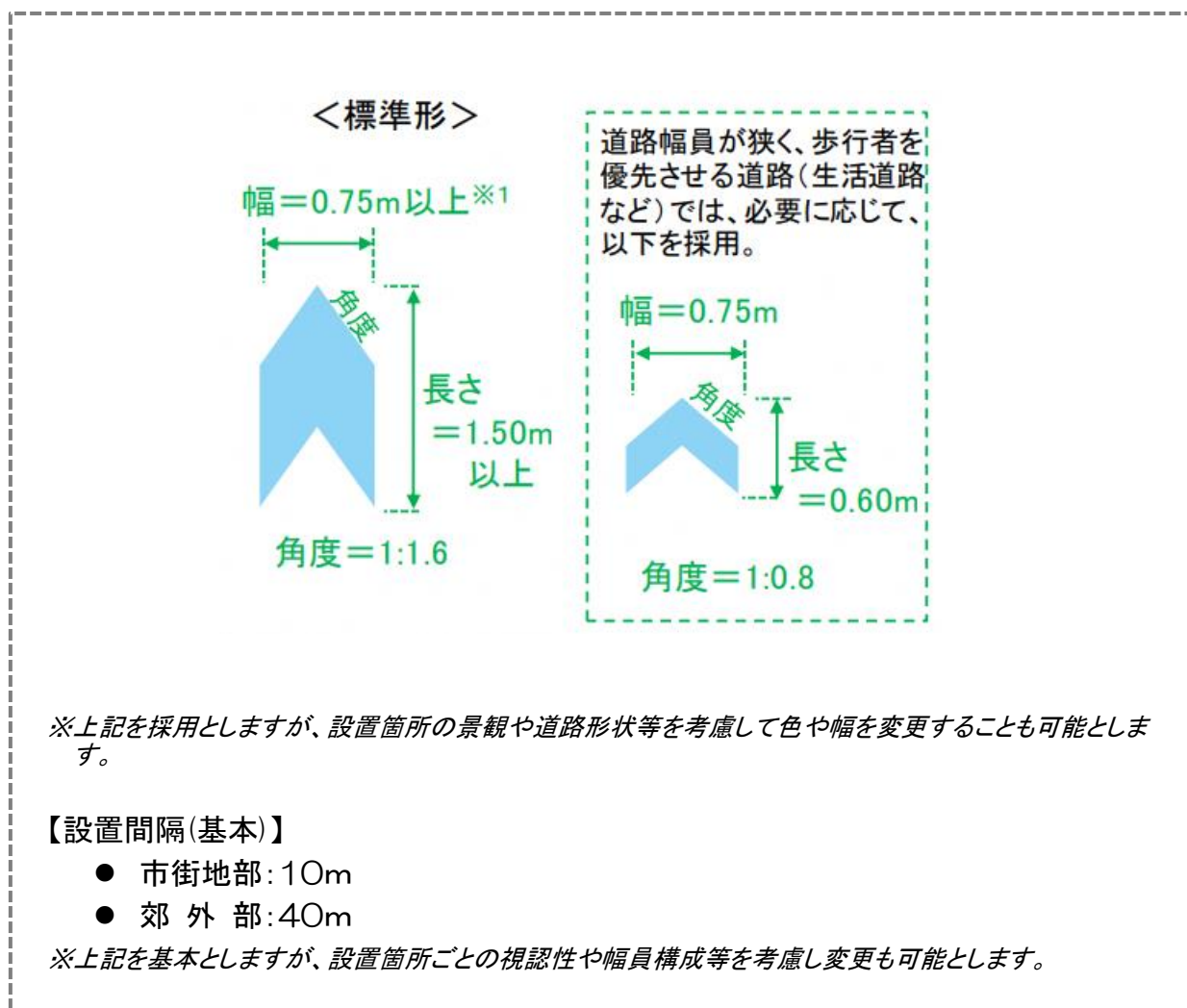
路面表示については、路線全体で統一された整備手法を用いることが好ましいため、標準形を設定します。

#### (1) 矢羽根型路面表示

矢羽根型路面表示の形状はガイドライン(w=75cm)を採用します。

設置間隔は市街地部や交差点部ではガイドラインに準じて10mとしますが、郊外部では40m間隔で設置することを基本とします。

ただし、設置箇所ごとの実情に合わせてそれぞれを変更することも可能とします。





## 4. 自転車走行環境の整備方針

---

### (2) 自転車ピストグラム

---

自転車ピストグラムの形状は、ガイドラインの記載例を採用します。ガイドラインでは、自転車ピストグラムは法定外表示のため、自転車利用者とドライバーの双方に誤解を与えないよう、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」で定められた道路標示「普通自転車歩道通行可(114の2)」と類似したデザインとしないものとされています。

